

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 山本太郎 議員(民主)

1問 「法曹」とは何か、法務副大臣に問う。

[法曹の意義]

「法曹」とは、一般の国語辞典によれば、「法律事務に従事する者。特に、司法官や弁護士をいう。」とされている(注1)。

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においても、法曹と同義の内容として「裁判官、検察官、弁護士」とされており(注2)、法曹とは、裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者を意味するものと理解している。」

(注1) 広辞苑(第6版)。他に、大辞林(第3版)では「法律関係の仕事に従事する人。特に、裁判官・検察官・弁護士など法律の実務に携わる人」として、一般的には、裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者をいうとされている。

(注2) 司法制度改革審議会意見書においては、「21世紀の我が国社会における司法の役割の増大に応じ、その担い手たる法曹(弁護士、検察官、裁判官)の果たすべき役割も、より多様で広くかつ重いものにならざるをえない。」として、法曹を「弁護士、検察官、裁判官」としている。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 山本太郎 議員(民主)

2問 法科大学院制度の創設に先立って、弁護士増員の必要性が議論されていたが、なぜ増員が必要とされていたのか、法務副大臣に問う。

[結論：弁護士など法曹の増加の必要性]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備として、プロフェッショナルとしての法曹の質と量を大幅に拡充することが不可欠であるとされた。

このように、弁護士などの法曹の増加が必要とされていた要因について、同審議会意見書において、

- 経済・金融の国際化の進展や、知的財産、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加,
- 「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在(注)の是正の必要性等の諸要因が挙げられ、これらの諸要因への対応のためにも、(弁護士を中心とした)法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされたところである。」

(注) 弁護士過疎地域の推移

弁護士が0人又は1人のみの各地方裁判所支部区

域（いわゆる弁護士ゼロワン地域）の推移

平成 5 年	ゼロ 50 地域	ワン 24 地域
平成 16 年	ゼロ 16 地域	ワン 35 地域
平成 20 年	ゼロ 0 地域	ワン 20 地域
平成 25 年	ゼロ 0 地域	ワン 1 地域
平成 30 年	ゼロ 0 地域	ワン 1 地域

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

【更問】弁護士人口の適正な数について問う。

〔現在の法曹人口を巡る状況〕

現在、我が国の弁護士人口は約4万人（注1）に達しているところ、これまでの弁護士人口の増加により、

- 企業内弁護士など、法曹有資格者の活動領域が大幅に拡大し、司法過疎地域の減少といった大きな成果も上がってきており、また、
- 近時は、司法修習修了後、裁判官、検察官に任官せず、弁護士登録もしない弁護士未登録者数にも改善傾向が見られる

（注2）など、いわゆる就職状況にも改善が見られる。

現状の弁護士人口については、様々な意見があるところであるが、今申し上げた事情等からすれば、現在の約4万人という規模が、不適正なものとは考えていない。

〔今後の弁護士人口の在り方〕

弁護士を含む法曹の今後の人的規模の在り方については、法曹需要、法曹の供給状況、法曹養成課程の現状等を踏まえた上で検討されるべきものと考え



ているが、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、これらの事情を調査した平成27年4月の法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、新たに養成し輩出される法曹の規模として、当面、「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とし、また「法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い・・・国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行う」としている。

(委員ご指摘の) 将来にわたる弁護士人口の適正な数については、社会・経済の動向等により左右されるところであり、明確にお答えすることは困難であるが、法務省としては、法曹養成制度改革推進会議決定に従い、今後とも、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行うなど、必要な対応を行ってまいりたい。

(注1) 弁護士人口と各国比較

日本 平成30年3月31日時点 4万0,066人
(一人当たり国民数 3,162人)

[各国比較]

フランス 平成29年1月1日 6万5,592人
(一人当たり国民数 1,024人)
アメリカ 平成28年12月31日
125万5,146人
(一人当たり国民数 260人)

修習期	修習終了者	弁護士未登録割合	
		一括登録時点	約3か月後
第67期	1,973	550 (27.9%)	155 (7.9%)
第68期	1,766	468 (26.5%)	86 (4.9%)
第69期	1,762	416 (23.6%)	77 (4.4%)
第70期	1,563	356 (22.8%)	64 (4.1%)
第71期	1,517	334 (22.0%)	54 (3.6%)

(第70期約12か月後の数値及び第71期の数値は、速報値)

(参考) 法曹人口調査報告書(平成27年4月20日)

- 平成25年5月の法曹養成制度検討会議取りまとめを是認した同年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づいて、内閣官房法曹養成制度改革推進室が行ったもの。
- 法曹や法的サービスに対する需要（注1）と、これらの供給状況（注2）を調べ、さらに、質の維持の観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況に対する調査も行った。

(注1) 法曹や法的サービスに対する市民や企業、地方自治体などの意識に関するアンケート調査や、国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施。裁判事件数を分析。

(注2) 日弁連が平成26年にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート結果」「弁護士実勢調査」の結果を分析。司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域の拡

大状況に関する各種のデータを分析。

(参考資料1) 法曹養成制度改革の更なる推進について(抜粋)

(参考資料2) 法曹人口調査報告書概要(平成27年4月20日)

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

〔平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定〕

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方にに関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

法曹人口調査報告書 概要

平成27年4月20日
内閣官房法曹養成制度改革推進室

○ 需要

▼ 市民

- 弁護士に対する需要を有する市民層が一定程度存在（依頼を考えたが依頼しなかった層に含まれる。）
- 弁護士による対応が必要な法的需要となる分野の存在（高齢になり、財産を管理できなくなったとき「高齢者の需要」など）
- 弁護士へのアクセス改善による需要増加の可能性あり
- 社会の複雑化・紛争案件の複雑化に伴う専門家としての弁護士への需要増加の可能性あり
- 弁護士費用（事案により【離婚など】、弁護士費用を低くすると依頼意欲が高まる傾向）…基準の明確化と適切な情報開示が需要を高めるための課題

▼ 企業

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答は63%/は32%【大企業/中小企業】。将来の利用増加との回答は59%/は34%【同上】。大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待あり）
- 弁護士利用を希望する業務（契約書作成、コンプライアンスなど）について、需要が認められる可能性あり
- 法曹有資格者の採用状況はこの10年で10倍・1,100人以上まで増加。もっとも、大企業でも採用予定がないとの回答は76%。企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要。

▼ 自治体・国

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答は58%。将来、利用が増加する（特に顧問弁護士）との回答は71%。）
- 法曹有資格者の採用状況は87人（平成27年3月）にとどまる。採用に消極的な回答も多い。
- 国の行政機関における弁護士在職者数の増加

▼ 裁判事件数

- 民事事件は減少傾向だが、過払金返還請求事件の影響を除くと、その程度は微減。契約に直接関連するものが減少、損害賠償に関連する事件（弁護士顧問率が高い。）が増加。
- 刑事事件は減少傾向
- 家事事件は一部（家事審判事件）で増加傾向

法的需要
への対応

○ 供給

▼ 司法修習終了者の就業状況

- 司法修習終了直後の就業状況（裁判官92~101人、検察官72~82人、弁護士1,248~1,370人、修習終了時の弁護士未登録者546~570人）
- 修習終了から1年後の進路未定・不明者は30人程度
- 実際に就職の困難さが生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性

▼ 弁護士の実地修練・職務経験（OJT）

- 新規登録時の就業形態（勤務弁護士約76%、軒弁約7%、即独立4%）
- 実地修練なしで職務経験を積むための事件処理の指導機会（OJT）…こうした機会がある者は約85%。こうした機会の不足により困ったことがある者は、裁判手続の不備を生じたもの（約16%）を含めて約36%。困ったことがない者は約61%。
- OJTの機会は重要であるが、望ましいOJTの確保を理由に新規法曹数を減少させるかについて検討の余地あり

▼ 弁護士の事件数、収入・所得

- 平成18~26年の取扱事件数の減少傾向（取扱事件の多い弁護士が減少。少ない弁護士が増加。）
- 平成18~26年の収入・所得の減少傾向（申告所得額500~1,000万円未満の者が最多。1,000万円以上の者が減少。1,000万円未満の者が増加。）

▼ 弁護士の活動領域（組織内弁護士の採用状況）

- 国・自治体・福祉、企業、海外展開の分野で活動領域を拡大させる取組（特に企業内弁護士の増加【平成17年…68社123人→平成26年6月…619社1,179人】）

供給（新たな法曹）を
生み出す

▼ 司法アクセスの状況

- 弁護士数増加、日弁連ひまわり基金公設事務所、法テラス司法過疎地域対応事務所の設置
- 弁護士ゼロ・ワン地裁支部数の減少（平成5年7月…ゼロ50・ワン24→平成26年10月…ゼロ0・ワン1）

○ 法曹養成課程

▼ 適性試験受験/法科大学院入学状況

- 適性試験受験者の減少（各年度平均17%ずつ）
- 法科大学院入試受験者数・入学者数の減少（平成26年度受験者数10,267人、入学者数2,272人）。法学未修者の減少幅が大きい。

▼ 司法試験予備試験受験・合格状況

- 予備試験受験者数の増加（平成23年6,477人→平成26年10,347人）
- 最終合格者数の増加後、横ばい（平成23年116人→平成25年351人、平成26年356人）

▼ 司法試験受験・合格状況

- 司法試験の受験者数は、やや減少する傾向が見える（平成23年8,765人【最大値】、平成26年8,015人）。
- 司法試験の合格者数は、おおむね1,800~2,100人程度（平成26年は1,810人）。
- 法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少。合格率は平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年は低下（平成26年21.19%）。

▼ 司法修習生の採用・終了状況

- 新修習では、司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。
- 考試（二回試験）不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 山本太郎 議員(民主)

3問 司法試験合格者数の当初の目標として、平成22年(2010年)頃には年間何人程度とすることを目指すべきとされていたのか、法務副大臣に問う。

[結論：司法試験合格者数の目標について]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書では、我が国の法曹人口について、「平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人（注）達成を目指すべきである。」とされていた。

(注) 司法制度改革審議会の議論においては、平成30年ころまでに、先進国の中で国民一人当たりの法曹の数が最も少ないフランス並みである実働法曹人口5万人に達することを見込んで、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきであるとされた。

(参考資料) 司法制度改革審議会意見書(抜粋)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯[]】

第1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16（2004）年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口（1997）については、日本が約20,000人（法曹1人当たりの国民の数は約6,300人）、アメリカが約941,000人（同約290人）、イギリスが約83,000人（同約710人）、ドイツが約111,000人（同約740人）、フランスが約36,000人（同約1,640人）であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人（1996-1997）、イギリスが約4,900人（バリスタ1996-1997、ソリシタ1998）、ドイツが約9,800人（1998）、フランスが約2,400人（1997）である。）。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫

緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間 3,000 人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成 14（2002）年の司法試験合格者数を 1,200 人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成 16（2004）年には合格者数 1,500 人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成 16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第 2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される平成 22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間 3,000 人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成 30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模（法曹 1 人当たりの国民の数は約 2,400 人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間 3,000 人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

更問1 新たな法曹の輩出規模年間3,000人目標は、現在も維持されているのか。

〔数値目標の事実上の撤回〕

平成14年3月の閣議決定において、「司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし」、「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされたが、その後、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、現実性を欠くものとして事実上撤回された（注）。

その後の平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進める等とされたところである。

（注）事実上撤回した理由について、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定の前の同年5月の法曹養成制度検討会議取りまとめにおいては、

- ① 司法試験の合格者数は、平成22年以降も2,000人程度にとどまり、年間合格者数3,000人の目標が未達成であったことや、
- ② 法曹有資格者の活動領域拡大は未だ限定的であり、司法修習終了直後の弁護士未登録者数が増加傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況がうかがわれたこと

から、年間3,000人程度を目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものと言わざるを得ない、とされている。

(参考資料) 司法制度改革推進計画（抜粋）（平成14年3月19日閣議決定）

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)

更問2 現在、新たな法曹の輩出規模を年間1,500人程度としている根拠について問う。

〔結論〕

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、今後の法曹人口の在り方について、法曹需要、法曹の供給状況、法曹養成課程の現状等を調査した平成27年4月の法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、当面、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進める等（注1）とされたところである。

（注1）平成27年6月法曹養成制度改革推進会議決定（抜粋）

「現行の法曹養成制度の下でこれまで1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」

〔現時点での新たな指針を設定する状況はない〕

法務省としては、この推進会議決定を踏まえ、関

係機関・団体の協力を得ながら、裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移など、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積（注2）を継続して行っているところ、現時点において、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識している。

（したがって、現状では、先ほどの推進会議決定が、新たな法曹の輩出規模に関する根拠になると考えている。）

（注2）そのほか、集積しているデータとしては、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移、弁護士登録者数及び登録取消者数の推移等のデータがある。

（参考）法曹人口調査報告書（平成27年4月20日）

- 平成25年5月の法曹養成制度検討会議取りまとめを是認した同年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づいて、内閣官房法曹養成制度改革推進室が行ったもの。
- 法曹や法的サービスに対する需要（※1）と、これらの供給状況（※2）を調べ、さらに、質の維持の観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況に対する調査も行った。

（※1）法曹や法的サービスに対する市民や企業、地

方自治体などの意識に関するアンケート調査や、
国の行政機関等における法曹有資格者の採用の
現状に関する調査を実施。裁判事件数を分析。

(※2) 日弁連が平成26年にかけて行った「65期
・66期会員に対する就業状況等に関するアン
ケート結果」、「弁護士実勢調査」の結果を分析。
司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域
の拡大状況に関する各種のデータを分析。

(参考資料1) 平成27年6月法曹養成制度改革推進会議
決定（抜粋）

(参考資料2) 法曹人口調査報告書概要（平成27年4月
20日）

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

〔平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定〕

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方にに関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

法曹人口調査報告書 概要

平成27年4月20日
内閣官房法曹養成制度改革推進室

○ 需要

▼ 市民

- 弁護士に対する需要を有する市民層が一定程度存在（依頼を考えたが依頼しなかった層に含まれる。）
- 弁護士による対応が必要な法的需要となる分野の存在（高齢になり、財産を管理できなくなったとき〔高齢者の需要〕など）
- 弁護士へのアクセス改善による需要増加の可能性あり
- 社会の複雑化・紛争案件の複雑化に伴う専門家としての弁護士への需要増加の可能性あり
- 弁護士費用（事案により〔離婚など〕、弁護士費用を低くすると依頼意欲が高まる傾向）…基準の明確化と適切な情報開示が需要を高めるための課題

▼ 企業

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答 $\pm 63\%$ / $\pm 32\%$ 〔大企業/中小企業〕。将来の利用増加との回答 $\pm 59\%$ / $\pm 34\%$ 〔同上〕。大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待あり）
- 弁護士利用を希望する業務（契約書作成、コンプライアンスなど）について、需要が認められる可能性あり
- 法曹有資格者の採用状況はこの10年で10倍・1,100人以上まで増加。もっとも、大企業でも採用予定がないとの回答は $\pm 76\%$ 。企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要。

▼ 自治体・国

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答 $\pm 58\%$ 。将来、利用が増加する（特に顧問弁護士）との回答 $\pm 71\%$ 。）
- 法曹有資格者の採用状況は87人（平成27年3月）にとどまる。採用に消極的な回答も多い。
- 国の行政機関における弁護士在職者数の増加

▼ 裁判事件数

- 民事事件は減少傾向だが、過払金返還請求事件の影響を除くと、その程度は微減。契約に直接関連するものが減少、損害賠償に関連する事件（弁護士関与率が高い）が増加。
- 刑事事件は減少傾向
- 家事事件は一部（家事審判事件）で増加傾向

法的需要
への対応

○ 供給

▼ 司法修習終了者の就業状況

- 司法修習終了直後の就業状況（裁判官92～101人、検察官72～82人、弁護士1,248～1,370人、修習終了時の弁護士未登録者546～570人）
- 修習終了から1年後の進路未定・不明者は30人程度
- 実際に就職の困難さが生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性

▼ 弁護士の実地修練・職務経験（OJT）

- 新規登録時の就業形態（勤務弁護士約76%、軒弁約7%、即独立4%）
- 実地修練なしし職務経験を積むための事件処理の指導機会（OJT）…こうした機会がある者は $\pm 85\%$ 。こうした機会の不足により困ったことがある者は、裁判手続の不備を生じたもの（ $\pm 16\%$ ）を含めて $\pm 36\%$ 。困ったことがない者は $\pm 61\%$ 。
- OJTの機会は重要であるが、望ましいOJTの確保を理由に新規法曹数を減少させるかについて検討の余地あり

▼ 弁護士の事件数、収入・所得

- 平成18～26年の取扱事件数の減少傾向（取扱事件の多い弁護士が減少。少ない弁護士が増加。）
- 平成18～26年の収入・所得の減少傾向（申告所得額500～1,000万円未満の者が最多。1,000万円以上の者が減少。1,000万円未満の者が増加。）

▼ 弁護士の活動領域（組織内弁護士の採用状況）

- 国・自治体・福祉・企業・海外展開の分野で活動領域を拡大させる取組（特に企業内弁護士の増加〔平成17年…68社123人→平成26年6月…619社1,179人〕）

▼ 司法アクセスの状況

- 弁護士数増加、日弁連ひまわり基金公設事務所、法テラス司法過疎地域対応事務所の設置
- 一 弁護士ゼロ・ワン地裁支部数の減少（平成5年7月…ゼロ50・ワン24→平成26年10月…ゼロ0・ワン1）

供給（新たな法曹）を
生み出す

○ 法曹養成課程

▼ 適性試験受験/法科大学院入学状況

- 適性試験受験者の減少（各年度平均 $\pm 7\%$ ずつ）
- 法科大学院入試受験者数・入学者数の減少（平成26年度受験者数10,267人、入学者数2,272人）。法学未修者の減少幅が大きい。

▼ 司法試験予備試験受験・合格状況

- 予備試験受験者数の増加（平成23年6,477人→平成26年10,347人）
- 最終合格者数の増加後、横ばい（平成23年116人→平成25年351人、平成26年356人）

▼ 司法試験受験・合格状況

- 司法試験の受験者数は、やや減少する傾向が見える（平成23年8,765人〔最大値〕、平成26年8,015人）。
- 司法試験の合格者数は、おおむね1,800～2,100人程度（平成26年は1,810人）。
- 法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少。合格率は平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年は低下（平成26年21.19%）。

▼ 司法修習生の採用・終了状況

- 新修習では、司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。
- 考試（二回試験）不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度。

更問3 法科大学院発足以来、刑事事件、民事事件の増減の傾向について問う。

〔民事事件について：概ね横ばい〕

法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が導入された平成16年以降の民事事件の動向を見ると、第一審民事通常訴訟事件の新受事件数は、地裁、簡裁ともに平成21年まで概ね増加傾向であったが、同年を最高値として減少している。もっとも、民事事件について、平成18年頃からの過払金返還請求事件の影響を除けば、その減少の程度はわずかであり、ほぼ横ばい状況にある。

〔刑事事件について：概ね減少傾向〕

また、同様に平成16年以降の刑事事件の動向について見ると、刑事通常第一審事件の新受人員は、地裁、簡裁ともに概ね減少傾向にある。

(参考) 民事事件、刑事事件の推移（いずれも裁判所データブック2018より）

○ 第一審民事通常訴訟事件 新受事件数の推移

地裁・平成16年	138,498件
平成21年	235,508件
平成25年	147,390件
平成29年	146,678件

簡裁・平成16年 349,014件

平成21年	658, 227件
平成25年	333, 746件
平成29年	336, 383件

○ 刑事通常第一審事件 新受人員の推移

地裁・平成16年	113, 464人
平成21年	92, 777人
平成25年	71, 771人
平成29年	68, 830人

簡裁・平成16年	19, 375人
平成21年	13, 506人
平成25年	9, 842人
平成29年	6, 681人

※通常事件のみで、略式事件を除く。

○ 家事審判事件 新受事件数の推移

平成16年	533, 654件
平成21年	621, 316件
平成25年	734, 227件
平成29年	863, 886件

更問4 司法制度改革において、法曹の増員の必要性の議論が行われたのは、弁護士のみだったのか。

[法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の増員も必要とされた]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備として、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官についても大幅に増員すべきとされたところである。

具体的には、

- 裁判官については、今後の民事訴訟事件の一層の充実・迅速化を図ることや刑事訴訟事件における裁判員制度の新たな導入への対応等のため、
 - 検察官についても、裁判員制度の導入との関係で、今後、審理の一層の充実・迅速化が求められ、捜査・公判体制の強化等も図るため、
- いずれも、大幅な増員の必要があるとされたところである。

更問5 司法制度改革においては、弁護士数の増加ではなく、裁判官等の裁判所職員の人的体制を強化すべきだったのではないか。

[司法制度改革における裁判所の人的体制の整備について]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、弁護士を中心に法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされたのは、主として、専門的知見を要する紛争の増加や弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性、民事裁判の充実・迅速化の実現が主な要因とされているところである。

他方、同意見書においては、民事訴訟事件の一層の充実・迅速化を図る等のため、裁判所の人的体制の充実として、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員し、裁判所職員についても適正な増員を図っていくべきとされたところである。

これを受け、司法制度改革以後の平成13年から平成23年までの間に、

- 裁判官については約600人
 - 裁判所書記官については約1,700人
- の増員を図ったところであり、（委員御指摘のよう

な) 裁判の迅速化等のための人的体制の充実を着実に図ってきたものと認識している。

(また、近年でも、民事事件や家庭事件の適正かつ迅速な処理を図る等のため、裁判所職員定員法の改正により、裁判官や裁判所職員の増員を図っているところであり、法務省としては、定員法を所管する立場から、引き続き、適切に対応してまいりたい。)

(参考資料) 裁判官の増員数の推移、裁判官以外の裁判所職員の増員数の推移

(2) 裁判官の増員数の推移

(単位：人)

年度	国会 回次	下級裁判所の裁判官				計
		高裁長官	判事	判事補	簡裁判事	
平成 13	151		30			30
	154		30	15		45
	156		30	15		45
	159		42	10		52
	162		40	35		75
	164		40	35		75
	166		40	35		75
	169		40	35		75
	171		40	35		75
	174		65	△ 20		45
	177		45			45
平成22年度定員		8	1,782	1,000	806	3,596
平成23年度定員(案)		8	1,827	1,000	806	3,641

注1 平成16年度の定員法改正により、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官の員数（判事25人、判事補6人、簡易裁判所判事12人）は、定員法中に組み入れられているが、本表では増員数を明らかにするため含めていない。

2 平成23年度は、本法律案が成立した場合の増員数である。

(3) 裁判官以外の裁判所の職員の増員数の推移

(単位：人)

年 度	国会 回次	秘書官	裁判所 調査官	書記官	家裁調査 官(補)	速記官	事務官等	技能労 務職員	計
平成 13	151			240	5	△ 100	△ 100	△ 36	9
	154			245	5	△ 50	△ 150	△ 43	7
	156			222	30	△ 50	△ 150	△ 43	9
	159			192	15	△ 50	△ 100	△ 47	10
	162			190	5	△ 30	△ 100	△ 55	10
	164			148	3	△ 30	△ 43	△ 75	3
	166			130		△ 20	△ 10	△ 100	0
	169			120		△ 20		△ 100	0
	171			125	5	△ 15	△ 10	△ 102	3
	174			75		△ 10		△ 65	0
	177			80		△ 15		△ 65	0

平成22年度 定員	23	41	9,480	1,596	260	9,630	1,059	22,089
平成23年度 定員(案)	23	41	9,560	1,596	245	9,630	994	22,089

注1 平成16年の定員法改正により、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律中の特例規定に基づいて最高裁判所規則で定められていた裁判官以外の裁判所の職員の員数390人は、定員法中に組み入れられているが、本表では純増数を明らかにするため含めていない。

2 平成23年度は、本法律案が成立した場合の増員数である。

(対大臣・副大臣・政務官)
6月18日(火) 参・文教委 山本 太郎

人事課 作成
議員(民主)

4問 法科大学院修了者について、合格者数が最も多かった年の合格者数と直近の合格者数について、法務副大臣に問う。

[結論]

- 法科大学院修了資格による受験者について、
- 司法試験合格者が最も多かった年の合格者数は、平成22年の2,074人
 - 直近となる平成30年の合格者数は、1,189人
である。」

(参考) 法科大学院修了資格での受験者の合格者数の推移

平成18年	1,009人
平成19年	1,851人
平成20年	2,065人
平成21年	2,043人
平成22年	2,074人←最多
平成23年	2,063人
平成24年	2,044人
平成25年	1,929人
平成26年	1,647人
平成27年	1,664人
平成28年	1,348人
平成29年	1,253人
平成30年	1,189人←直近

【責任者：大臣官房人事課 伊藤課長 内線██████ 携帯██████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

6月18日(火) 参・文教委 山本 太郎 議員(民主)

5問 法科大学院修了者について、単年度での合格率が最も高かった年の合格率と直近の合格率について、法務副大臣に問う。

[結論]

法科大学院修了資格による受験者について、

- 司法試験合格率が最も高かった年の合格率は、
平成18年の48.25%（注）
- 直近となる平成30年の合格率は24.75%
である。」

(注) ただし、平成18年は既修者コース修了者のみが受験している。

(参考) 法科大学院修了資格での受験者の合格者率の推移

平成18年 48.25% ←最高

平成19年 40.18%

平成20年 32.98%

平成21年 27.64%

平成22年 25.41%

平成23年 23.54%

平成24年 24.62%

平成25年 25.77%

平成26年 21.19%

平成27年 21.57%

平成28年 20.68%

平成29年 22.51%

平成30年 24.75% ←直近

【責任者：大臣官房人事課 伊藤課長 内線██████ 携帯██████████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 山本太郎 議員(民主)

6問 司法試験合格者数の当初の目標として、平成22年(2010年)頃には年間3000人程度とすることを目指すべきとされていた根拠及びこれを提案した者が誰かについて、法務副大臣に問う。

[司法試験合格者数3,000人目標について]

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、専門的知見を要する法的紛争の増加や、弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性などによる、法曹需要の増大への対応のため、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとされた。

そこで、同審議会意見書及び同審議会での議論において、平成30年頃までに、先進国の中で国民一人当たりの法曹の数が最も少ないフランス並みである実働法曹人口5万人に達することを見込んで、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があるとされたところである。

[3,000人目標を提案したのは、審議会]

この3,000人目標は、平成11年7月に内閣に設置され、約2年間の審議を行った(今申し上げた)司法制度改革審議会の議論の取りまとめである

司法制度改革審議会意見書に掲げられたものであり、同審議会では、法曹関係者のみでなく、経済界、労働界、ジャーナリストなど幅広い分野の有識者13名により構成されていたと承知している（注）。（なお、この3,000人目標は、審議会意見書を踏まえて政府方針とされたものであり、特定の個人又は団体が独自に提案して政府方針とされたものではないと理解している。）」

（注）司法制度改革審議会の審議委員は、別紙のとおり。

（参考1）司法試験合格者数に関する現在の目標

司法試験の年間合格者数の数値目標については、審議会意見書の期待とは異なる状況が生じていたことから、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議において、現実性を欠くものとして事実上撤回され、その後の平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進める等とされている。

（参考2）司法試験合格者数・司法試験合格率の推移

司法試験合格者数	司法試験合格率 (うち法科大学院修了資格)
----------	--------------------------

平成18年	1,009人	48.25%
平成19年	1,851人	40.18%
平成20年	2,065人	32.98%
平成21年	2,043人	27.64%
平成22年	2,074人	25.41%

平成 2 3 年	2, 063人	23. 54%
平成 2 4 年	2, 102人	25. 06% (24. 62%)
平成 2 5 年	2, 049人	26. 77% (25. 77%)
平成 2 6 年	1, 810人	22. 58% (21. 19%)
平成 2 7 年	1, 850人	23. 08% (21. 57%)
平成 2 8 年	1, 583人	22. 95% (20. 68%)
平成 2 9 年	1, 543人	25. 86% (22. 51%)
平成 3 0 年	1, 525人	29. 11% (24. 75%)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

更問1 新たな法曹の輩出規模を年間3,000人としたのは、米国からの要望によるものではないか。

[アメリカ政府からの要望]

(司法試験合格者数の年間3,000人目標を掲げた) 司法制度改革審議会が議論を進めていた平成11年から平成13年までの当時、アメリカ政府から日本政府に提出されていた要望書、いわゆる「年次改革要望書」では、法曹人口に関する言及があり、平成13年10月に提出された要望書には、司法制度改革審議会の意見書の実施として「合格者を年に3000人に増加させるための計画を策定することを強く要望する」旨が盛り込まれている（注1）ことは承知している（注2）。

[司法制度改革審議会での慎重な調査・審議の結果]

しかし、平成13年6月に取りまとめられた司法制度改革審議会意見書は、同審議会において、約2年間にわたる慎重な調査・審議（注3）を経て取りまとめられたものであり、同審議会の議論では、法曹人口の在り方についても、様々な角度から検討が加えられ、その議論の結果が審議会意見書として最



終的に取りまとめられていることから、アメリカ政府からの要望をそのまま受け入れたものとは考えていらない。」

(注1) そのほか、①平成10年10月の要望書には、司法研修所の修習生受け入れ数を年間1,500人以上に増やすべきである等、②平成11年10月の要望書には、司法研修所の修習生の受け入れ数を年間2,000人以上に増やす必要がある等の各記載が存する。

(注2) 国内においても、平成10年5月に、日本経済団体連合会から法曹人口の増大を求める意見が出され、平成12年5月に、自民党からも、法曹人口の増加が必要であるとして、一定期間内にフランス並みの法曹人口を目指していく目標設定が望ましいといった意見が出されるなど各方面から、様々な意見や要望があつたもの。

(注3) 63回の審議及び3日間の集中審議、4回の公聴会、全国7か所の実情視察、海外実情調査等を行った。

更問2 法科大学院制度の創設も、米国からの要望によるものではないか。

[法科大学院制度に関する記載は見当たらない]

平成13年6月に取りまとめられた司法制度改革審議会意見書では、約2年間にわたる慎重な調査・審議の結果として、法科大学院制度の創設が提言されているところ、司法制度改革審議会が議論を進めていた平成11年から平成13年までの当時、アメリカ政府から日本政府に提出されていた要望書、「いわゆる年次改革計画要望書」には、法科大学院制度に関する記載は見当たらない。

(したがって、法科大学院制度の創設が米国からの要望によるものとは理解していない。)】

更問3 司法制度改革意見書は、法曹需要の見込みを誤ったのではないか。

[年間3,000人の根拠]

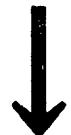
平成13年6月の司法制度改革審議会意見書によれば、法曹需要は、今後量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想されたことや、弁護士の偏在の解消の必要性などから、欧米先進国の法曹人口や法曹一人当たりの国民の数を比較検討した上で、平成30年頃までに、先進国の中で国民一人当たりの法曹の数が最も少ないフランス並みである実働法曹人口5万人に達することを見込んで、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があるとされたところである。

行政改革の進む中、事前規制から事後チェック社会に移行し、司法の役割が一層高まると考えられていたことからすると、当時の判断には根拠があったものと考えている。

[数値目標の撤回]

もっとも、この数値目標については、その後、

- ① 司法試験の合格者数は、平成22年以降も2,000人程度にとどまり、年間合格者数3,00



〇人の目標が未達成であったことや、

- ② 法曹有資格者の活動領域拡大は未だ限定的であり、司法修習終了直後の弁護士未登録者数が増加傾向にあり、法律事務所への就職が困難な状況がうかがわれたこと

から、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、現実性を欠くものとして事実上撤回された。

[結論：当初の予想と異なるものとなつたことは残念]

このように、司法試験の合格者数や弁護士の活動の場の拡がりなどが、結果として、司法制度改革審議会意見書の想定した状況と異なるものとなつたことは事実であり、残念に思つてゐる。

もっとも、法曹人口の在り方については、法曹需要、法曹の供給状況等を調査した平成27年4月の法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、同年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、当面、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めることとされたところである。

法務省としては、このような推進会議決定を踏まえ、引き続き、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を含め、必要な取組をしっかりと進めていきたいと考えている。】

更問4 法科大学院修了資格者の司法試験合格率が低迷している理由について問う。

〔低迷している理由〕

法科大学院全体としての司法試験合格率の低さについては、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において指摘されている事項である。

そして、その低迷の理由については、法科大学院制度を所管する文部科学省を中心に、必要な検討・分析が行われてきたところであるが、①制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となつたことや、②法科大学院において、司法試験で求められる資質能力を確実に身に付けられる教育が、現状では十分にできているとはいえないことなどが、指摘されている。」

更問5 予備試験合格資格の司法試験合格率が高いことから、法科大学院制度は廃止し、旧司法試験制度に戻すべきではないか。

[法科大学院制度創設の趣旨]

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を輩出するために必要となる大幅な司法試験合格者数増を、その質を維持しつつ図ることは、司法試験という「点」による選抜では困難を伴うことから、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入されたものと理解している。

[プロセスとしての法曹養成制度の維持]

(委員御指摘の) 法科大学院修了資格による者の司法試験合格率が予備試験合格資格による者と比較して低いことについては、今回の法曹養成制度改革に関する改正法案において、法科大学院教育の充実を図ろうとしているところであり、これにより、着実に教育内容の改善・向上が図られていくものと考えている。

その上で、高度の専門的な法的知識に加え、幅広い教養や十分な職業倫理等を身に付け、様々な分野で活躍できる法曹を輩出していく観点から、法科大



学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度は、今後とも、維持されるべきものと考えている。

[結論]

委員の御提案は、このような、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨に沿うものとはいえず、妥当なものとは考えていない。」

(参考) 司法試験合格率 (法科大学院修了、予備試験合格) 推移

	受験者数	合格者数	合格率
平成24年	8,387	2,102	25.06%
法科大学院修了資格	8,302	2,044	24.62%
予備試験合格資格	85	58	68.24%
平成25年	7,653	2,049	26.77%
法科大学院修了資格	7,486	1,929	25.77%
予備試験合格資格	167	120	71.86%
平成26年	8,015	1,810	22.58%
法科大学院修了資格	7,771	1,647	21.19%
予備試験合格資格	244	163	66.80%
平成27年	8,016	1,850	23.08%
法科大学院修了資格	7,715	1,664	21.57%
予備試験合格資格	301	186	61.79%
平成28年	6,899	1,583	22.95%
法科大学院修了資格	6,517	1,348	20.68%
予備試験合格資格	382	235	61.52%
平成29年	5,967	1,543	25.86%

法科大学院修了資格	5, 567	1, 253	22. 51%
予備試験合格資格	400	290	72. 50%
平成 30 年	5, 238	1, 525	29. 11%
法科大学院修了資格	4, 805	1, 189	24. 75%
予備試験合格資格	433	336	77. 60%

司法制度改革審議会

審議委員名簿

(五十音順・敬称略)

職　　名	氏　名
(株)石井鐵工所代表取締役社長	石井 宏治
東京大学法学部教授	井上 正仁
中央大学商学部長	北村 敬子
近畿大学法学部教授	佐藤 幸治
京都大学名誉教授	
作　家	曾野 綾子
日本労働組合総連合会副会長	高木 剛
一橋大学名誉教授・駿河台大学長	竹下 守夫
慶應義塾大学学事顧問（前慶應義塾長）	鳥居 泰彦
弁護士（元日本弁護士連合会会長）	中坊 公平
弁護士（元広島高等裁判所長官）	藤田 耕三
弁護士（元名古屋高等検察庁検事長）	水原 敏博
東京電力(株)取締役副社長	山本 勝
主婦連合会事務局長	吉岡 初子

令和元年6月18日（火）
新妻 秀規 議員（公明）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 予備試験について、一般教養科目の役割及び論文式試験の一般教養科目を廃止する理由を、法務当局に問う。

[予備試験に一般教養科目が置かれた趣旨]

予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識・能力等の有無を判定するものであるところ、一般教養に関しては、法科大学院の入学者選抜において、学部卒を要件とし、学部段階において一般教養を学んでいることのほか、社会人については、学業以外の活動実績や社会での経験等も重視されている。このように、法科大学院修了者については一般教養を備えていることが担保されていると考えられることから、予備試験においても、一般教養科目を試験科目としたものである。

[選択科目導入及び一般教養科目廃止の趣旨]

今回の改正法案では、法科大学院教育の充実のため、法科大学院課程において、選択科目相当科目の履修義務付けがされることを踏まえ、予備試験の論文式試験に選択科目を導入することとしている。

これは、選択科目相当科目の履修義務付けにより、予備試験について当然に必要になると考えられる見直しである（注）。

その上で、予備試験全体の負担の合理化の観点から、論文式試験から一般教養科目を廃止することとしたものである。

（なお、一般教養科目が置かれた趣旨に鑑み、今回の法改正後も、予備試験の短答式試験に、一般教養科目は引き続き存置されることとしている。）

（注）予備試験の試験科目は、法科大学院修了者と同程度の学識能力を有するかどうかを判定する試験であるとの目的に照らして決定さ

れるべきものであり、司法試験の試験科目に選択科目が存置されることは、予備試験の試験科目に直ちに影響を与えるものではない。

(参考) 令和元年予備試験実施日程

[短答式試験] 令和元年 5 月 19 日 (日)

9:45～11:15 (1時間30分)	民法・商法・民事訴訟法
12:00～13:00 (1時間)	憲法・行政法
14:15～15:15 (1時間)	刑法・刑事訴訟法
16:00～17:30 (1時間30分)	一般教養科目

[論文式試験] 令和元年 7 月 14 日 (日), 15 日 (月)

7 月 14 日 (日)

9:30～11:50 (2時間20分)	憲法・行政法
13:15～15:35 (2時間20分)	刑法・刑事訴訟法
16:30～17:30 (1時間)	一般教養科目

7 月 15 日 (月)

9:30～12:30 (3時間)	法律実務基礎科 (民事・刑事)
14:00～17:30 (3時間30分)	民法・商法・民事訴訟法

[口述試験] 令和元年 10 月 26 日 (土), 27 日 (日)

試験科目 法律実務基礎科目 (民事・刑事)

[合格発表] 令和元年 11 月 7 日 (木)

令和元年6月18日（火）
新妻 秀規 議員（公明）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 今回の制度見直しにおいて、司法試験論文式試験の選択科目を存置する理由について、法務当局に問う。

[推進会議決定]

（委員御指摘のとおり）、司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において

- 司法試験受験者の負担軽減に資する等の観点から、これを積極的に評価する見解がある一方、
- 法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘等があることから

法務省において、引き続き、廃止の是非を検討するとされていたもの。

[選択科目を存置することとした理由]

法務省においては、今回の法科大学院在学中の司法試験受験の実現に関連する課題の一つとして、選択科目の廃止についても、その可否や具体的制度設計の在り方の検討を進めてきた。

その検討の結果、選択科目を維持することには、

- 専門的な法律分野の能力の修得を国家試験で統一的に判定できること
- 多様な人材を育成するという法曹養成の理念に合致すること

等の利点があることから、今般の改革においては、司法試験の論文式試験の選択科目は廃止せず、在学中受験資格の導入後も、試験科目として存置することとしたものである。

更問 司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、今後とも、検討を継続していくのか。

[方針の見直し時期については未定である]

(先ほど申し上げたとおり) 司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、積極的に評価する見解がある一方で、

- 多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わない、
- 法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながる、といった指摘もされているところ。

法務省としては、この問題については、今後とも、法曹養成制度の在り方に関する課題の一つとして、必要な検討を行ってまいりたいと考えている(が、現時点では、選択科目の廃止の是非についての検討方針やその見直し時期は未定である)。

[受験生の負担への配慮の必要性]

他方で、今回の法改正により、選択科目を存置しつつ、在学中受験資格を導入することについては、法科大学院教育課程と連携できるか、法科大学院生の学修到達度は確保されるかといった課題も指摘されているところである。

[課題への対応]

そこで、法務省としては、これらの課題に対応するため、改正法案の成立後、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を設置し、関係省庁はもとより、大学関係者や法曹関係者等により、司法試験の在り方についてしっかりと検討を進めていくことを予定している。

また、中央教育審議会においても、今後、今般の司法試

験制度の見直しを踏まえた法科大学院のカリキュラムの在
り方について、必要な検討がされていくものと承知してい
る。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 新妻 秀規議員(公明)

3問 法曹の魅力を発信するための取組について、
法務副大臣に問う。

[法曹の魅力発信のための取組は重要]

より多くの有為な人材に法曹を志望してもらえるよう、法曹の役割や魅力を十分に伝える取組を進めることは、大変重要であると認識。

[法務省、裁判所、日弁連の取組]

法務省では、例えば、①小・中学校等に検察官を講師として派遣し、法曹の役割等についての法教育授業を実施したり、②大学生や法科大学院生を対象に、検事の仕事内容等に関する説明会を開催したりするなどの取組を進めてきたところ。

このほか、裁判所においても、裁判官が出張講義を行ったり、庁舎見学に訪れた学生・生徒と質疑応答をしたりする等の取組を、日本弁護士連合会においても、高校生や大学生等を対象に、弁護士からの仕事内容等について直接聞く機会を設ける等の取組を行っていると承知している。

これらの法曹関係者による取組は、(委員御指摘の) 法曹の魅力についての理解を広め、さらに深め



ていくために、効果的なものと考えている。

〔引き続き、取り組んでまいりたい〕

今後とも、若者から社会人まで、幅広い世代に対して、法曹の魅力を伝えていくため、必要な取組をしっかり進めてまいりたい。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
6月18日(火) 参・文教委 松沢 成文

人事課 作成
議員(維希)

1問 5月19日に行われた司法試験の予備試験で、AI(人工知能)が問題の6割を事前に予測し正解したと開発会社が発表したとの報道がなされている。同社は、過去の合格ラインが59%台の正解率であることから、合格ラインを超えた可能性が高いとしているが、AIによって合格レベルに迫る的中率の予想問題と解答が事前作成されることについてどのように考えているのか、法務副大臣に問う。

[前提]

御指摘の報道については承知。

[特定の出題予測についてはコメント差し控え]

今回の報道に係る会社が何をもって「問題の6割を事前に予測し正解した」としているのか定かではないが、一般に、予備校等において、試験問題の様々な出題予測が行われているものと承知。

もっとも、法務省として、特定の出題予測について内容を把握した上、その正確性等に関してコメントすることは、今後の出題内容について誤った憶測を招くおそれがあるため、コメントは差し控える。



〔結論〕

いずれにしても、司法試験予備試験の問題作成は、司法試験予備試験考查委員に委ねられており、今後も、適切に問題作成がなされるものと承知。」

(参考) 法務省として、個別の出題予測を把握・評価することは上記のとおり適当でなく、今回の出題予測についても、その内容についての具体的な分析はしていない。したがって、「問題の6割を事前に予測し正解した」とされているものの、何がどの程度的中したのかについては把握していない。

(参考資料) NHKのウェブサイトにおける記事

【責任者：大臣官房人事課 伊藤課長 内線████ 携帯████】

点で、A.I.を活用して早く突破していただき、その後の実務や学習により時間を使ってほしい。また、出題者側には従来とは違う問題を模索してほしい」と話していました。

司法試験以外にも挑戦

司法試験の予備試験の「短答式」には、「憲法」や「民法」、「商法」など、7つの法律に関する問題と、一般教養の問題がありますが、今回A.I.は、7つの法律についての予想問題を事前に作成しました。

過去8年分の問題と問題集3500ページ、それに、ネット上の法律用語を学習し、出題傾向を分析して解答を導き出しました。

例えば「商法」の科目の場合、「商行為」について正しい解答を選ばせる問題が出題されると予測し、解答として選ぶべき選択肢も一致させました。

会社は、今回のA.I.を使って、ごとし8月の「社会保険労務士試験」や10月に予定される「宅建試験」、それに来年1月の「大学入試センター試験」でも問題を予測する予定だとしています。

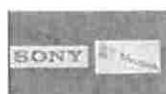
法務省は…

これについて、司法試験の予備試験を実施する法務省は「個別の試験の予想についてコメントはできない」としています。

あわせて読みたい



地方創生有識者会議「週末移住の推進を」中間報告骨子まとめ
5月17日 17時37分



ソニーとマイクロソフト ゲームソフトの配信で共同開発へ
5月17日 10時42分



SDGs達成に向け科学技術活用の行程表公表へ
5月16日 10時37分



スーパーコンピューター「京」を超える後継機 主要部品を公開
5月14日 19時54分

関連・注目ワード

人工知能 気象 トランプ大統領 北朝鮮情勢 米中貿易摩擦 働き方改革 大相撲
プロ野球

[注目ワード一覧を見る](#)

注目のコンテンツ

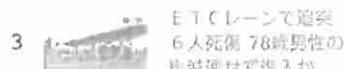
A.I.先生も！大学入試センター試験対策 サクサク経済Q&A 2月5日



1 シュワルツェネッガーさん 背筋から跳び蹴りにも平気



2 駒石桜は神樹ではありません



3 ETCレーンで追突 6人死傷 78歳男性の車を逃せず進入が



4 外常に激しい雨の西日本 梅雨入り遅れ西・東日本で土砂災害など警戒



5 医師とみられる女性死亡 19日夕までに報道されたか 山形県

[ランキング一覧へ](#)

(対大臣・副大臣・政務官)
6月18日(火) 参・文教科学委

司法法制部 作成
松沢 成文議員(維希)

2問 司法試験の合格者数を現状よりも増加させることを検討するべきではないか、法務副大臣に問う。

〔前提 合格者は司法試験委員会の決定事項〕

司法試験の合格者については、実際の試験結果に基づいて、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力の有無の観点から、司法試験考查委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定しているものと承知している。

〔推進会議決定の内容〕

(御指摘の) 司法試験合格者数の在り方については様々な意見があると承知している。

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、多角的な観点から実施された法曹人口調査報告書(平成27年4月)を踏まえ、法曹の質の確保を考慮しつつ、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされている。



〔現時点で新たな指針を設定する状況にはない〕

法務省としては、この推進会議決定を踏まえ、関係機関・団体の協力を得ながら、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積(注)を継続して行っているところ、現時点において、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識している。

もっとも、法務省としては、今後とも、推進会議決定の趣旨を踏まえ、また、今回の制度改革の成果等を注視しつつ、必要な情報収集を引き続き行った上で、在るべき法曹の輩出規模について必要な検討を行ってまりたい。」

(注) 集積しているデータとしては、裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移、弁護士登録者数及び登録取消者数の推移等のデータがある。

(参考) 法曹人口調査報告書（平成27年4月20日）

- 平成25年5月の法曹養成制度検討会議取りまとめを是認した同年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づいて、内閣官房法曹養成制度改革推進室が行ったもの。
- 法曹や法的サービスに対する需要（注1）と、これらの供給状況（注2）を調べ、さらに、質の維持の

観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況に対する調査も行った。

(注1) 法曹や法的サービスに対する市民や企業、地方自治体などの意識に関するアンケート調査や、国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施。裁判事件数を分析。

(注2) 日弁連が平成26年にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート結果」「弁護士実勢調査」の結果を分析。司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域の拡大状況に関する各種のデータを分析。

(参考資料1) 法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

(参考資料2) 法曹人口調査報告書概要（平成27年4月20日）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線[] 携帯[]】

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

〔平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定〕

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

法曹人口調査報告書 概要

平成27年4月20日
内閣官房法曹養成制度改革推進室

○ 需要

▼ 市民

- 弁護士に対する需要を有する市民層が一定程度存在（依頼を考えたが依頼しなかった層に含まれる。）
- 弁護士による対応が必要な法的需要となる分野の存在（高齢になり、財産を管理できなくなったとき〔高齢者の需要〕など）
- 弁護士へのアクセス改善による需要増加の可能性あり
- 社会の複雑化・紛争案件の複雑化に伴う専門家としての弁護士への需要増加の可能性あり
- 弁護士費用（事案により〔離婚など〕、弁護士費用を低くするとの依頼意欲が高まる傾向）…基準の明確化と適切な情報開示が需要を高めるための課題

▼ 企業

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約63%／32%〔大企業／中小企業〕）。将来の利用増加との回答約59%／34%〔同上〕。大企業ほど今後も弁護士に対する需要が増加する期待あり
- 弁護士利用を希望する業務（契約書作成、コンプライアンスなど）について、需要が認められる可能性あり
- 法曹有資格者の採用状況はこの10年で10倍・1,100人以上まで増加。もっとも、大企業でも採用予定がないとの回答は約76%。企業内における法曹有資格者の活用の有効性の認知が必要。

▼ 自治体・国

- 弁護士の利用機会の増加傾向（5年前から増加したとの回答約58%。将来、利用が増加する（特に顧問弁護士）との回答約71%。）
- 法曹有資格者の採用状況は87人（平成27年3月）にとどまる。採用に消極的な回答も多い。
- 国の行政機関における弁護士在職者数の増加

▼ 裁判事件数

- 民事事件は減少傾向だが、過払金返還請求事件の影響を除くと、その程度は微減。契約に直接関連するものが減少、損害賠償に関連する事件（弁護士関与率が高い）が増加。
- 刑事案件は減少傾向
- 家事事件は一部（家事審判事件）で増加傾向

法的需要
への対応

○ 供給

▼ 司法修習終了者の就業状況

- 司法修習終了直後の就業状況（裁判官92～101人、検察官72～82人、弁護士1,248～1,370人、修習終了時の弁護士未登録者546～570人）
- 修習終了から1年後の進路未定・不明者は30人程度
- 実際に就職の困難さが生じている者は、新たに弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性

▼ 弁護士の実地修練・職務経験（OJT）

- 新規登録時の就業形態（勤務弁護士：76%、軒弁約7%、即独立4%）
- 実地修練なしし職務経験を積むための事件処理の指導機会（OJT）…こうした機会がある者は約85%。こうした機会の不足により困ったことがある者は、裁判手続の不備を生じたもの（約16%）を含めて約36%。困ったことがない者は約61%。
- OJTの機会は重要であるが、望ましいOJTの確保を理由に新規法曹数を減少させるかについて検討の余地あり

▼ 弁護士の事件数、収入・所得

- 平成18～26年の取扱事件数の減少傾向（取扱事件の多い弁護士が減少、少ない弁護士が増加。）
- 平成18～26年の収入・所得の減少傾向（申告所得額500～1,000万円未満の者が最多。1,000万円以上の者が減少、1,000万円未満の者が増加。）

▼ 弁護士の活動領域（組織内弁護士の採用状況）

- 国・自治体・福祉・企業・海外展開の分野で活動領域を拡大させる取組（特に企業内弁護士の増加〔平成17年…68社123人→平成26年6月…619社1,179人〕）

供給（新たな法曹）を
生み出す

▼ 司法アクセスの状況

- 弁護士数増加、日弁連ひまわり基金公設事務所、法テラス司法過疎地域対応事務所の設置
- 一 弁護士ゼロ・ワン地裁支部数の減少（平成5年7月…ゼロ50・ワン24→平成26年10月…ゼロ0・ワン1）

○ 法曹養成課程

▼ 適性試験受験/法科大学院入学状況

- 適性試験受験者の減少（各年度平均17%ずつ）
- 法科大学院入試受験者数・入学者数の減少（平成26年度受験者数10,267人、入学者数2,272人）。法学未修者の減少幅が大きい。

▼ 司法試験予備試験受験・合格状況

- 予備試験受験者数の増加（平成23年6,477人→平成26年10,347人）
- 最終合格者数の増加後、横ばい（平成23年116人→平成25年351人、平成26年356人）

▼ 司法試験受験・合格状況

- 司法試験の受験者数は、やや減少する傾向が見える（平成23年8,765人〔最大値〕、平成26年8,015人）。
- 司法試験の合格者数は、おおむね1,800～2,100人程度（平成26年は1,810人）。
- 法科大学院修了者の司法試験受験者数は減少。合格率は平成23年を底に上昇に転じたが、平成26年は低下（平成26年21.19%）。

▼ 司法修習生の採用・終了状況

- 新修習では、司法試験合格者数よりも当該年度の司法修習生採用者数の方が平均45人少ない。
- 考試（二回試験）不合格者数は、新司法試験が実施されてから数年は増加したが、その後は40人程度。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 松沢 成文議員(維希)

3問 司法試験の論文式試験から選択科目が廃止されず、今後も存置されることから、学生の負担が重くなり、実際に在学中受験をする学生は少ないのではないか、法務副大臣に問う。

[選択科目の存置の利点と課題について]

司法試験の論文式試験に選択科目を存置することについては、多様な法曹人材養成の理念に合致する上、専門的な法律分野に関する教育の充実や学生の学修の意欲が確保されるという利点がある。

他方で、(御指摘のとおり、)選択科目を存置しつつ、在学中受験資格を導入することについては、法科大学院教育課程と連携できるか、法科大学院生の学修到達度は確保されるかといった点での検討の必要性も指摘されているところである。

[課題への対応]

そこで、法務省としては、これらの課題に対応するため、改正法案の成立後、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を設置し、文部科学省等の関係省庁はもとより、大学関係者や法曹関係者等により、司法試験の在り方についてしっかりと検討



を進めていくことを予定している。

また、中央教育審議会においても、今後、今般の司法試験制度の見直しを踏まえた法科大学院のカリキュラムの在り方について、必要な検討がされていくものと承知している。

[相当数の受験者数が見込まれること]

この会議体や中央教育審議会での検討を通じ、法科大学院教育の更なる充実や司法試験との適切な連携が図られることにより、法科大学院在学中の者であっても、選択科目の学修を含め、司法試験の受験を認めるにふさわしいレベルに相当数の者が到達することが期待できると考えている。

したがって、選択科目が存置されたことにより、在学中受験をする者が少なくなるということは考えにくいと認識している。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
6月18日(火) 参・文教科学委 松沢 成文議員(維希)

4問 法科大学院を廃止し、法曹人材の養成を法学部に設置した「法曹コース」で行った上、司法試験の受験資格を広く開放することが、プロセスを重視する法曹養成の理念に沿うもので妥当ではないか、法務副大臣に問う。

[前提－委員の提案の概要]

委員のご提案は、

- 法科大学院を廃止した上で、
 - 法学部に設置された「法曹コース」に法曹人材の育成を担わせることとする一方で、
 - 司法試験は、現行の受験資格を撤廃し、広く受験を認めることとする
- ものである。

[プロセスとしての法曹養成の趣旨に沿わない]

しかし、(委員のご提案については、)(文部科学省が答弁するとおり) 法学部において、「法曹コース」とはいえ、専門職大学院である法科大学院のような法曹養成機関としての役割を担わせることは困難と考えている。

そして、現行の法曹養成の中核機関である法科大学院を廃止し、司法試験の受験資格を撤廃して広く



受験を認めることとすると、司法試験という「点」による選抜によらざるを得ず、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で、多様な人材を法曹として養成するというプロセスによる養成が維持されなくなる結果、有為な人材が予測可能性が高い状況で安心して法曹を目指すことができなくなるおそれがあると考えている。

このように、委員のご提案は、(御指摘のような)プロセスとしての法曹養成制度の趣旨に沿うものとはいえず、妥当なものとはいえないと考える。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

令和元年6月18日（火）
山添 拓 議員（共産）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 司法試験受験資格について、法科大学院修了資格が原則であり、在学中受験資格は例外的な位置付けなのか、法務当局に問う。

[前提：現行の司法試験受験資格]

現行司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が司法試験受験資格として定められているところである。

[法科大学院在学中受験資格導入の趣旨]

本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めるものである。

[結論－在学中受験資格は制度上は例外的な位置付け]

今回の司法試験制度の見直しにおいては、あくまで現行の法科大学院修了資格については維持した上で、法科大学院在学中の者であっても、所定の要件を満たした者について、時間的・経済的負担の軽減のため、政策的に、司法試験受験資格を付与することとしており、法科大学院在学中受験資格は、現行の法科大学院修了資格に付加された追加的な受験資格であるという意味において、制度上は例外的な位置付けとされているものである。

なお、法科大学院在学中受験資格については、このように政策的に追加された趣旨等に鑑み、法科大学院修了資格等の場合と異なり、①実際に司法試験を受験した場合に限

り、受験可能期間が起算されることとし、②法科大学院在学中受験資格による司法試験合格者は、法科大学院課程修了が司法修習生の採用要件とされるといった制度設計としているところである。

(参考) 法科大学院在学中受験資格の内容

新たに認める在学中受験資格を取得するためには、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し、かつ、一年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けることを必要としており、今回の法案が成立した場合に今後見直しが行われる新たな法科大学院教育課程に沿って着実に学修した者であれば、法科大学院最終年次に受験資格を取得することができるような運用を想定している。

更問 在学中受験資格による司法試験の受験者数はどの程度と見込んでいるのかと問われた場合。

法科大学院在学中受験資格による将来の受験者数を予測することは困難である。

もっとも、法科大学院在学中受験資格は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、法曹志望者の更なる時間的・経済的負担の軽減を図るために導入することとしたことからすると、相当程度の受験者数が見込まれるものと考えている。

(参考) 在学中受験をする者の司法試験合格率の見込みについて

- 司法試験の合格者数については、実際の試験結果に基づき司法試験委員会において決定されるべき事柄であり、法科大学院在学中受験資格による将来の合格者数や合格率を予測することは困難。
- もっとも、法科大学院在学中受験資格の導入は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提とするものであることからすれば、在学中受験資格による受験をした者の合格率が低迷することはないものと見込んでいる。

令和元年6月18日（火）
山添 拓 議員（共産）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 在学中受験資格を認める制度見直しについては、結論ありきで、関係機関から十分な意見聴取を行わず進めたのではないか、法務当局に問う。

[在学中受験に関する検討経緯]

法務省では、在学中受験資格の導入について、昨年7月以降、文部科学省による法科大学院改革の進ちょく等を踏まえつつ、在学中受験資格導入を含む、司法試験制度の見直しに関する検討を進めてきたところである。

その過程において、法務省としては、法科大学院制度を所管する文部科学省や司法修習を所管する最高裁判所との協議のほか、法曹養成の運営に深く関わる法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を様々に行いながら、慎重に検討を進めて方針を決定した。

[法科大学院協会と日弁連との意見交換]

このうち、関係機関である法科大学院協会と日本弁護士連合会については、現在の法曹養成プロセスの担い手として、司法試験制度の見直しに強い利害関係を有すると同時に、法曹養成制度の在り方を検討するに当たって、最も的確な意見集約を図ることができる団体であることから、法務省としては、今回の制度設計に当たり、日本弁護士連合会や法科大学院協会と意見交換を行うことが必要かつ相当と考えたことによるものである。

[結論]

このように、法務省としては、関係機関と意見交換をした上で、今回の制度設計の検討を進めており、在学中受験資格の導入に当たって、関係者から十分な意見聴取を行っていないという指摘は当たらず、検討のプロセスとして適切なものと考えている。

(参考1) 法科大学院協会とのやり取り

法科大学院協会との間では、断続的にやりとりを行っており、その全てを答えるのは困難だが、例えば、

- ・ 昨年9月に開催された緊急理事会における在学中受験に関する検討結果について、法科大学院協会から口頭で説明を受けた。
- ・ 法案の概要が固まった本年2月上旬には、法務省担当官から法科大学院協会執行部に対し、その内容を口頭で説明した。
- ・ 本年3月に開催された臨時総会に、法務省担当官が出席して、法案の概要等を説明し、質疑応答を行った。

(参考2) 日弁連とのやり取り

日弁連との間では、在学中受験の導入など法曹養成制度改革に関する点のみならず、その他様々な点についてやりとりを行っており、その全てを答えるのは困難だが、例えば、昨年10月の日弁連理事会で取りまとめられた基本方針について、その後、日弁連執行部から口頭で説明を受けた。そして、その基本方針が記載されたニュースレターについて、(文部科学省を通じて,) 情報提供を受けた。

(参考3) その他の団体からの意見

法務省としては、日本弁護士連合会や法科大学院協会のみならず、複数の学会や弁護士関係団体、その他の関係団体等からも、様々な形で幅広く意見を聞き、これらの意見をも総合的に考慮した上で慎重に検討を進めてきている。

令和元年6月18日（火）
山添 拓 議員（共産）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 在学中受験資格を認める見直しにつき、法務省は、昨年9月、法科大学院協会に対し、臨時国会への法案提出を視野に入れているとして緊急の意見照会を行ったようであるが、十分な検討時間を確保して意見集約を求めるべきだったのではないか、法務当局に問う。

[在学中受験資格に関する検討経緯]

法務省では、昨年7月以降、文部科学省による法科大学院改革の進ちょく等を踏まえつつ、在学中受験資格導入を含む、司法試験制度の見直しに関する検討を進めてきたところである。

その過程では、（先ほど申し上げたとおり、）関係省庁等のほか、法曹養成の運営に深く関わる法科大学院協会及び日本弁護士連合会等との意見交換を様々に行いながら、慎重に検討を進めて方針を決定した。

[法科大学院協会における昨年9月段階の検討]

法務省としては、検討の過程において、法科大学院協会との間で、隨時に情報提供や意見交換を重ねてきたところであり、（法案提出も視野に入れて、スピード感を持って検討を進めてきた事実はあるものの、）9月になって急きよ、法科大学院協会に対し、短期間の回答期限を区切るなどして、意見照会をしたり、意見の取りまとめを求めたりした事実はない。

他方、法科大学院協会としては、法務省の検討状況を受けて、仮に、司法試験制度が見直しされることとなれば法科大学院教育への影響が大きいと考え、法科大学院協会としての判断により、昨年9月15日に臨時理事会を開催し、その

時点で考えられる制度見直しの方向性を基に，在学中受験資格の導入を始めとする司法試験制度の見直しについても審議し，そこで確認された協会の方針について，速やかに法務省に伝達されたものと承知している。

(その内容は，在学中受験資格の導入を含む制度改正について，専門職大学院としての法科大学院教育が維持されることを条件として，反対しないとする立場を採るものであり，かつ，①司法試験の実施時期，②司法試験改革のための会議体の設置，③多様な法曹輩出のための配慮の要請，を含むものであった。)

[結論－法科大学院協会に緊急に意見照会した事実はないが，提出された意見は十分に考慮]

このような経緯からして，(委員ご指摘のように) 法務省が，法科大学院協会に対し，昨年9月になって緊急に意見照会を行った事実はない。

もっとも，法務省としては，昨年9月段階で法科大学院協会から提出された意見について，教育現場の声として重要なものと受け止めたのは当然のことであり，協会から指摘があった点については，その後の制度設計に当たって十分に考慮して検討を進めるとともに，その後も継続して，法科大学院協会との意見交換を様々に行ってきましたところである。

令和元年6月18日（火）
山添 拓 議員（共産）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 在学中受験資格導入につき、法務省は、平成30年9月時点で、法科大学院協会に説明して了承を得ておきながら、同年10月の中教審では、法務省担当者が、在学中受験導入資格の具体的方針を定めていないと説明したことは、矛盾しているのではないか、法務当局に問う。

[法科大学院協会臨時理事会で決定された方針]

法務省においては、昨年7月以降、文部科学省による法科大学院改革の進ちょくを踏まえつつ、在学中受験資格導入を含む司法試験制度の見直しについて、法曹養成の運営に深く関わる法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を様々に行いながら慎重に検討を進めてきたところである。

その検討の過程で、昨年9月15日、法科大学院協会において臨時理事会が開催され、その時点で考えられる制度見直しの方向性を基に、在学中受験資格導入を始めとする司法試験制度の見直しについて審議され、専門職大学院としての法科大学院教育が維持されることを条件として、反対しないとの立場を探る方針が確認されたものと承知している。

[中教審における法務省担当者の発言の趣旨]

他方で、（御指摘のとおり）法務省担当者は、昨年10月5日に開催された中教審法科大学院等特別委員会において、「現時点での法科大学院在学中受験の実現や、それに伴う制度的な措置等に関して具体的な方針を定めたということはございません。今後とも必要な検討を続けてまいりたいというふうに考えております」と述べている。

これは、（先ほど申し上げた）法科大学院協会臨時理事会で決定された方針をも踏まえた上で、法務省として、在学中受験資格を導入する必要性や合理性、導入する場合の具体的な制度設計の在り方等について、更に検討を続けている状況にあったことから、その時点では、制度見直しやその内容に

について具体的な方針が定まっていないことを説明したものである。

[法務省担当者の発言に矛盾はない]

このように、法務省は、昨年7月以降、同年9月の法科大学院協会臨時理事会の後も、在学中受験資格導入を含む司法試験制度見直しに関し、各方面との意見交換を続け、具体的な方針策定に向けて検討を進めていたのであるから、同年10月の中教審における法務省担当者の発言は、同年9月の法科大学院協会臨時理事会で決定された方針はもとより、その時点での法務省における客観的な検討状況と何ら矛盾するものではない。

(参考) 令和元年5月30日 参・法務委員会速記録（抜粋）

令和元年6月18日（火）
山添 拓 議員（共産）

参・文教科学委員会
対法務当局（法制部）

5問 法務省が平成31年1月末に法案概要を固めた後、同年2月6日に法科大学院協会に説明し、同月12日には自民党に法案概要を提示しているから、法案概要に対する法科大学院関係者からの意見集約は不十分ではないか、法務当局に問う。

（これまで申し上げたとおり、）法務省としては、昨年7月に在学中受験の導入を含む司法試験制度の見直しの検討に着手したが、それ以降、法科大学院協会及び日本弁護士連合会とは、随時に意見交換を重ねており、必要な情報提供も適時に行ってきたものである。

その中で、法科大学院協会については、昨年9月15日に開催された臨時理事会において、

○ 在学中受験資格の導入を含む制度改正については、専門職大学院としての法科大学院教育が維持されることを条件として反対しないという立場を取りつつ、司法試験の実施時期や、司法試験改革のための会議体の設置、多様な法曹養成輩出のための配慮の要請を求めていくとの基本方針が確認され、その方針が速やかに法務省に伝えられたところである。

その後も、法科大学院協会からは、在学中受験資格の導入については、実際に受験した場合に限り、受験可能期間が起算される制度設計とすべきである等の具体的な意見・要望が法務省に伝えられており、昨年11月10日に開催された定期総会においては、その経緯等について報告がなされた後、9月15日の臨時理事会で確認された方針が承認されたものと承知している。

法務省においては、その後も、法科大学院協会と継続的に意見交換を重ね、その意見も十分踏まえつつ具体的検討を続けてきた結果、本年1月末、改正法案の概要が定まったことから、本年2月6日に法科大学院協会にこれを説明

したものである。

このように、法務省においては、改正法案の概要を定めるまでの過程において、法科大学院協会と十分な意見交換を重ね、その意見を十分に踏まえた検討と制度設計を続けてきたところである。

したがって、法科大学院関係者からの意見集約が不十分であるとの批判は当たらないと考えている。